

新旧対照表

○高知県指定難病要支援者証明事業実施要綱（抜粋）

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県指定難病要支援者証明事業実施要綱</p> <p>県は、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「法」という。）第28条第2項に基づき、指定難病の患者に対し「<u>指定難病</u>登録者証」（以下「登録者証」という。）を交付し、指定難病にかかっている事実等を証明する事業を行う。事業の実施については、本要綱の定めるところにより行う。</p> <p>第1～第9 （略）</p> <p>附則 この要綱は、令和6年4月9日から施行し、令和6年4月1日から適用するものとする。</p> <p>（略）</p> <p><u>附則</u> <u>1 この要綱は、令和8年4月6日から施行し、同月1日から適用する。</u> <u>2 従前の様式による用紙が現にある場合は、当分の間、これを取り繕って使用することができるものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">高知県指定難病要支援者証明事業実施要綱</p> <p>県は、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「法」という。）第28条第2項に基づき、指定難病の患者に対し「登録者証（指定難病）」（以下「登録者証」という。）を交付し、指定難病にかかっている事実等を証明する事業を行う。事業の実施については、本要綱の定めるところにより行う。</p> <p>第1～第9 （略）</p> <p>附則 この要綱は、令和6年4月9日から施行し、令和6年4月1日から適用するものとする。</p> <p>（略）</p>

新

別紙

指定難病登録者証		
要 支 援 者	フリガナ	生 年 月 日
	氏 名	年 月 日
有効期間開始年月日		年 月 日
上記のとおり証明する。		知事印
年 月 日 高知県知事		

注意事項

- この証は、各市町村における障害福祉サービスの利用申請等において、指定難病患者であることを証明する書類として利用できます。
- 死亡等で登録者証の利用資格がなくなったときは、この証を速やかに高知県知事に返還して下さい。
- この証を破損したり、汚したり又は紛失した場合は、高知県知事に再交付の申請を行って下さい。
- その他この証明書に関する問い合わせは、最寄りの福祉保健所又は高知県健康対策課に連絡して下さい。

安芸福祉保健所
中央西福祉保健所
幡多福祉保健所

中央東福祉保健所
須崎福祉保健所
高知県健康対策課

旧

別紙

登録者証(指定難病)		
要 支 援 者	フリガナ	生 年 月 日
	氏 名	年 月 日
有効期間開始年月日		年 月 日
上記のとおり証明する。		知事印
年 月 日 高知県知事		

注意事項

- この証は、各市町村における障害福祉サービスの利用申請等において、指定難病患者であることを証明する書類として利用できます。
- 死亡等で登録者証の利用資格がなくなったときは、この証を速やかに高知県知事に返還して下さい。
- この証を破損したり、汚したり又は紛失した場合は、高知県知事に再交付の申請を行って下さい。
- その他この証明書に関する問い合わせは、最寄りの福祉保健所又は高知県健康対策課に連絡して下さい。

安芸福祉保健所
中央西福祉保健所
幡多福祉保健所

中央東福祉保健所
須崎福祉保健所
高知県健康対策課